

人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち (医療・健康・福祉)

1. 地域医療体制の確立

現状と課題

市内の医療機関数は、平成18年3月現在で72施設ありますが、医師数は84人で、人口10万人あたりに換算すると118.8人と県平均を大きく下回っています。

このうち市立の医療機関として永康病院、西香川病院、財田診療所、志々島診療所があるほか、本市と観音寺市が運営する三豊総合病院が観音寺市にあり、それぞれ異なる運営形態ながら地域医療の拠点となっています。

今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、地域に密着した医療従事者を確保するとともに、各医療機関の連携を一層強化し、地域医療体制を確立する必要があります。

■市内の医療施設の状況 (単位：院、所、床)

| 病院 | | 一般診療所 | | 歯科診療所 | |
|-----|-----|-------|-----|-------|-----|
| 施設数 | 病床数 | 施設数 | 病床数 | 施設数 | 病床数 |
| 8 | 763 | 40 | 90 | 24 | — |

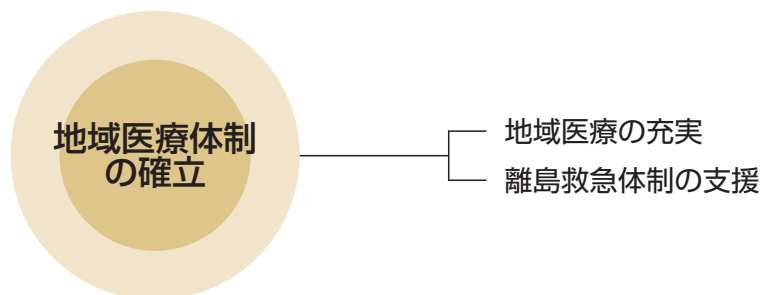
資料：市健康課（平成18年3月31日現在）

■市内の医師等の届出数・人口対比 (単位：人、%)

| 区分 | 医師 | | 歯科医師 | | 薬剤師 | | 総人口 |
|-----|-------|-----------|------|-----------|-------|-----------|-----------|
| | 実数 | 人口10万人対比率 | 実数 | 人口10万人対比率 | 実数 | 人口10万人対比率 | |
| 三豊市 | 84 | 118.8 | 31 | 43.8 | 79 | 111.7 | 70,700 |
| 香川県 | 2,531 | 250.8 | 652 | 64.6 | 2,070 | 205.2 | 1,009,298 |

資料：平成18年医師、歯科医師、薬剤師調査（平成18年12月31日現在）
平成19年香川県人口移動調査（平成19年1月1日現在）

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 地域医療の充実

永康病院、西香川病院、財田診療所、志々島診療所及び三豊総合病院の運営体制の強化及び相互の連携強化を進め、地域医療の充実を図ります。

- 病院事業会計負担金・繰出金
- 財田診療所事業
- 志々島診療所事業

(2) 離島救急体制の支援

離島における救急患者搬送に対する支援を行い、離島救急体制の維持・充実を図ります。

- 離島救急患者輸送費補助事業

まちづくり指標

| 指標項目 | 単位 | 平成19年度 (現況数値) | 平成25年度 (目標数値) |
|---------------|-------|------------------|------------------|
| 市民10万人あたりの医師数 | 人(実数) | 118.8(84)(平成18年) | 136.1(90) |

2. 健康づくりの促進

現状と課題

少子高齢化が急速に進み、医療費が増大する中、健康を増進するためには、64歳以下の死亡を予防する（早世予防）、要介護を減らす（介護予防）、医療費を減らす（医療費適正化）ことを柱に、保健・医療の実態を把握し、予防重視の保健事業・健康づくり施策を推進することが重要です。

本市では、平成19年度に「三豊市健康増進計画」を策定し「自らの健康は自らが守る」をモットーに、各分野における目標値を設定して計画的に取り組みを行っています。

今後は、合併を機に低下している受診率を、平成20年3月策定の特定健康診査等実施計画に基づく目標値に近づけるとともに、市民が健診結果を理解の上、特定保健指導を受けることで自己の健康管理を促していくことが必要です。

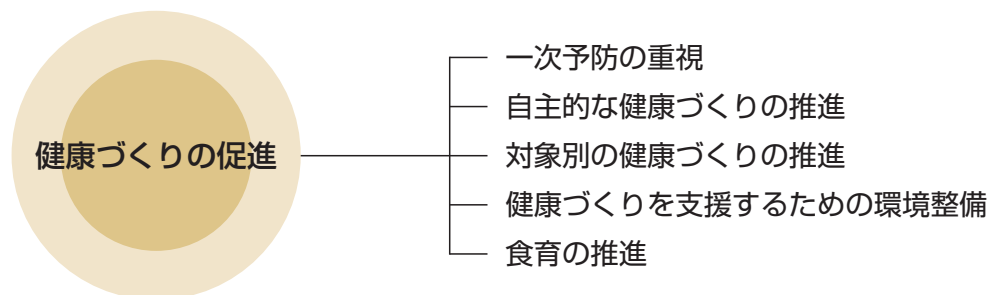
また、市民一人ひとりが生活習慣病等に対する知識を高め、健全な生活習慣の形成のための自主的な健康づくりが行えるよう、市全体で支援していくことが必要です。

■医療機関受診者数（内臓脂肪症候群の判断基準とされる疾病）（単位：件、%）

| 区分 | 高血圧 | | 糖尿病 | | 内分泌、栄養及び代謝の疾患 | |
|-----|---------|------|--------|-----|---------------|-----|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 三豊市 | 19,985 | 17.3 | 5,748 | 5.0 | 3,869 | 3.3 |
| 香川県 | 229,832 | 14.8 | 72,603 | 4.7 | 50,246 | 3.2 |

資料：平成17年度香川県国民健康保険病類統計

施策の体系



施策の内容と主要事業

（１）一次予防の重視

これまでの健康診査を中心とした疾病の早期発見・早期治療にとどまらず、市民一人ひとりの生活習慣の向上、改善を支援し、生活習慣病をはじめとする疾病の一次予防に重点を置いた取り組みを推進します。

- 特定健康診査事業
- 特定保健指導事業
- 健康教育事業
- 健康相談事業

（２）自主的な健康づくりの推進

健康づくりに関する様々な知識の普及や意識の啓発等を通じ、市民一人ひとりが健康課題を明確にし、生活習慣を見直し、改善することができるよう支援します。

- 保健師活動・訪問指導事業

（３）対象別の健康づくりの推進

子ども、成人、障がいのある人、高齢者などの対象別に、それぞれの立場を踏まえた健康づくりを支援します。

- 健康づくり推進事業
- 食生活改善推進事業

(4) 健康づくりを支援するための環境整備

社会全体での取り組みの重要性を踏まえ、家庭や地域、行政等が協力し、それぞれの役割において市民一人ひとりの健康づくりを支援します。

また、市民の健康増進を図るための健康づくり施設について、指定管理者制度の活用による管理運営体制の充実のもと、民間手法による健康・体力づくりプログラムを提供します。

- 健康づくり施設管理事業

(5) 食育の推進

市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に向け、単なる食生活の改善にとどまらず、食に関する感謝の念と理解を深め、伝統のある優れた食文化を継承するとともに、農産物の生産される過程や生産者の思いやこだわりを伝える地域特性を生かした食生活に配慮し、食を通じて健康にいたる食育を推進します。

- 食生活改善推進事業

まちづくり指標

| 指標項目 | 単位 | 平成19年度 (現況数値) | 平成25年度 (目標数値) |
|------------------------|----|------------------|------------------|
| 国民健康保険加入者 特定健康診査受診率 | % | — | 65.0 |
| 結核検診受診者数 | 人 | 8,000 | 9,000 |
| 肺がん検診受診者数 | 人 | 13,350 | 15,000 |
| 胃がん検診受診者数 | 人 | 5,278 | 6,500 |
| 大腸がん検診受診者数 | 人 | 6,924 | 8,000 |
| 子宮がん検診受診者数 | 人 | 2,775 | 3,500 |
| 乳がん検診受診者数 | 人 | 2,684 | 3,500 |
| 食生活改善推進委員数 | 人 | 650 | 800 |
| たくまシーマックス 年間延利用者数 | 人 | 266,473 | 270,000 |

3. 児童福祉・子育て支援の充実

現状と課題

本市における年少人口は、平成19年現在で8,733人と平成12年からの7年間で1,264人減少しており、今後もさらに減少することが予測されています。このような少子化傾向に歯止めをかけ、まちの活力を維持するため、子どもを産み育てやすい環境の整備が求められています。

現在本市には、市立の保育所10施設があり、通常保育のほかに一時保育を実施しています。また、市内3地域で地域子育て支援センター事業を実施しています。

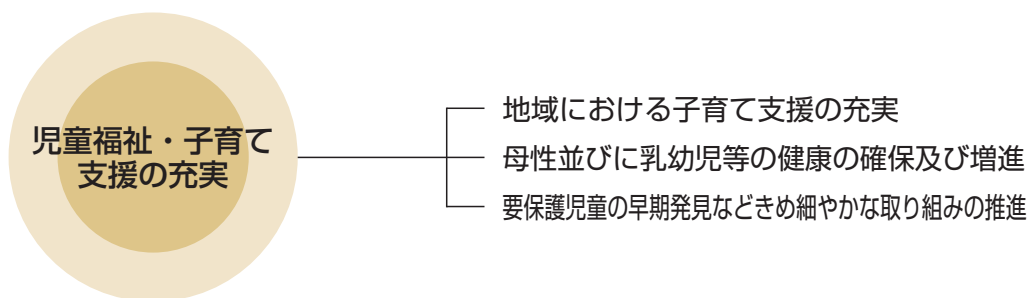
今後は、家庭、学校、地域、行政が一体となり、地域全体で子育てを支援する仕組みづくりが求められています。また、子育て世代のニーズにあった放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業^{※22}など、妊娠・出産から子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策を講じることが求められています。

■ 年少人口（14歳以下）の推移 （単位：人）

| 区分 | 総数 | 男 | 女 |
|-------|-------|-------|-------|
| 平成12年 | 9,997 | 5,092 | 4,905 |
| 平成17年 | 8,920 | 4,525 | 4,395 |
| 平成19年 | 8,733 | 4,351 | 4,382 |

資料：平成12・17年国勢調査、平成19年香川県人口移動調査

施策の体系



※22 ファミリー・サポート・センター事業…子育てを援助してほしい人と援助したい人を会員として、子育てを支え合う事業

施策の内容と主要事業

（1）地域における子育て支援の充実

保育サービスをはじめとする地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子どもを育てながら親が育つ環境を整備して、「次代の親づくり」という子育ての本質に沿った支援体制を構築します。

- 通常保育・一時保育事業
- 地域子育て支援センター事業
- 放課後児童クラブ運営事業
- 児童館管理運営事業
- ファミリー・サポート・センター事業

（2）母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母子保健事業をはじめ、「食育」の推進、思春期保健対策の充実等、子育て家庭の健康の確保及び増進に努めます。

- 妊婦・乳幼児健康診査及び妊産婦、乳幼児相談事業
- 予防接種事業
- 不妊治療助成事業
- 乳幼児医療費助成事業

（3）要保護児童の早期発見などきめ細やかな取り組みの推進

母子家庭等のひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援、児童虐待の防止及び早期発見など、要保護児童等へのきめ細やかな取り組みを推進します。

- 母子家庭等医療費支給事業
- 児童虐待防止対策事業

まちづくり指標

| 指標項目 | 単位 | 平成19年度 (現況数値) | 平成25年度 (目標数値) |
|---------------------------|----|------------------|------------------|
| 放課後児童クラブ開設箇所 | 箇所 | 16 | 20 |
| ファミリー・サポート・センター 会員登録者数 | 人 | 100 | 300 |

4. 高齢者福祉の推進

現状と課題

本市における65歳以上の人口は、平成19年現在20,353人で、総人口に対する比率が29.0%と本格的な高齢社会を迎えようとしています。特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、寝たきりや認知症による要介護者の増加が予想されます。

このような状況の中で、長い高齢期を健康に過ごせるよう介護予防事業を推進するとともに、要介護状態等になった時にも、住み慣れた地域や家庭で安定して暮らせるよう在宅福祉サービス・介護サービスの充実や高齢者福祉施設・介護施設の充実を図る必要があります。また、核家族化の進行などにより、高齢者だけの世帯、ひとり暮らし世帯も増加している中、こうした世帯等を見守る体制を確立するとともに、高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業に取り組む必要があります。

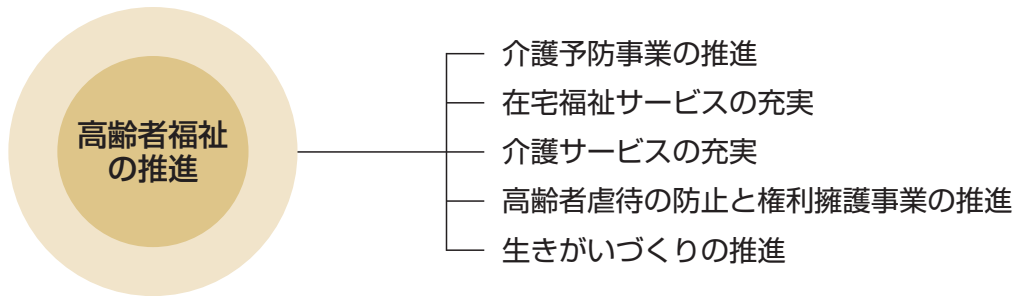
また、豊かで活力ある高齢社会を築くためには、高齢者自身が社会的な役割を担うことが重要になってきます。就労、ボランティア活動や生涯学習活動などを通して、長い間培ってきた豊富な経験や知識を生かせる場を提供しつつ、地域社会に貢献できるような体制を整備していくことが求められています。

■ 老年人口（65歳以上）の推移 (単位：人)

| 区分 | 総数 | 男 | 女 |
|-------|--------|-------|--------|
| 平成12年 | 18,970 | 7,928 | 11,042 |
| 平成17年 | 20,006 | 8,323 | 11,683 |
| 平成19年 | 20,353 | 8,454 | 11,899 |

資料：平成12・17年国勢調査、平成19年香川県人口移動調査

施策の体系



施策の内容と主要事業

（１）介護予防事業の推進

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった時にも悪化の防止と改善を図り、できる限り地域において自立した生活が営めるよう介護予防事業を推進します。

- 地域支援事業

（２）在宅福祉サービスの充実

高齢者を地域ぐるみで支え、住み慣れた地域や家庭で、生きがいのある安定した生活が営めるよう在宅福祉サービスの充実を図ります。

- 緊急通報装置設置事業
- 生きがい活動支援通所事業
- 敬老祝い金支給事業

（３）介護サービスの充実

高齢者が要介護状態等になっても、高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じ、自立した生活が営めるよう居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの基盤整備を図り、質の高い、充実したサービスの提供に努めます。

- 介護（予防）サービス事業
- 離島ヘルパー養成事業

(4) 高齢者虐待の防止と権利擁護事業の推進

高齢者が安心していきいきと暮らせるよう、虐待を早期に発見し、迅速な対応、適切な指導・助言等により防止に努めるとともに、成年後見制度の利用等、権利擁護事業の推進を図ります。

- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 成年後見制度利用支援事業

(5) 生きがいづくりの推進

老人クラブ活動の支援や就業機会の確保など社会参加を促進し、高齢者の生きがいづくりを推進します。

- シルバー人材センター運営費補助事業

まちづくり指標

| 指標項目 | 単位 | 平成19年度 (現況数値) | 平成25年度 (目標数値) |
|-------------------------|----|------------------|------------------|
| 地域支援事業参加者数 (特定高齢者施策) | 人 | 162 | 500 |
| シルバー人材センター会員数 | 人 | 762 | 950 |

5. 障がい者福祉の推進

現状と課題

障がいのある人もない人も、ともに一人の人間として尊重され、すべての人が住み慣れた地域で自立した生活を送り、安心して暮らすことができる社会を実現することは、市民すべての願いです。

本市の障がい者数は、平成18年度末現在で、身体障害者手帳所持者3,385人、療育手帳所持者409人、精神障害者保健福祉手帳所持者102人となっており、身体・知的・精神障がい者それぞれが、年々増加傾向にあり、障がいの程度も重度化してきています。

平成18年度から障害者自立支援法が施行され、障がいの種類にかかわらず福祉サービスが共通の制度により提供されるようになり、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みになるなど、障がい者の福祉制度は大幅な改正がなされました。

こうした状況を踏まえ、本市では、時代の変化や障がい者の多様なニーズに対応し、障がい者の施策の総合的、計画的な推進を図るため、「三豊市障害者計画・障害福祉計画」を策定して取り組んでいます。

障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心していきいきと暮らすためには、施設整備だけでなく、障がいのある人も地域社会の一員として受け入れられる風土を醸成することや、在宅サービスの充実が必要となってきます。

また、就労・雇用機会の拡大を図るとともに、まちづくりへの参加を促進するなど、障がい者の社会参加を進めることが求められています。

■身体障害者手帳所持者の状況（年齢階層別） （単位：人）

| 0～5歳 | 6～17歳 | 18～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70歳以上 | 総数 |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 7 | 46 | 8 | 40 | 73 | 115 | 360 | 246 | 354 | 2,136 | 3,385 |

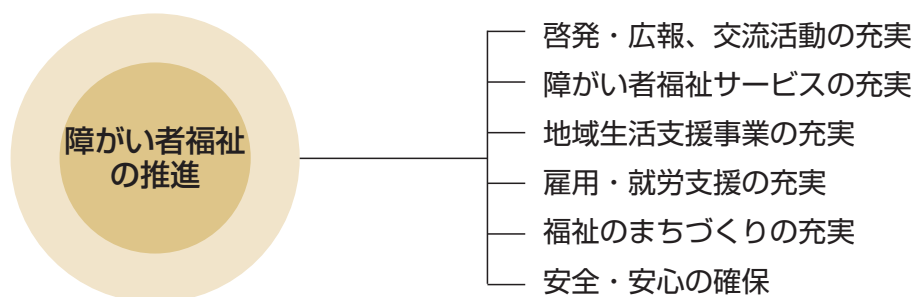
資料：市福祉課（平成19年3月31日現在）

■身体障害者手帳所持者の状況（等級別）（単位：人）

| 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 総数 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 959 | 481 | 649 | 779 | 246 | 271 | 3,385 |

資料：市福祉課（平成19年3月31日現在）

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）啓発・広報、交流活動の充実

広報やホームページなどを活用し、市民の障がい者に対する正しい理解を促進します。また、障がい者や障がい者団体などと連携し、様々な機会を通じて障がい者に対する市民意識の高揚を図ります。

さらに、障がい者の学習活動を促進するため、各種講座等の実施にあたっては内容を工夫するなど、社会福祉協議会やNPO法人^{※23}などと連携し、障がい者に配慮した事業の実施を図ります。

また、障がい者が文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、交流や社会参加の機会を広げることができるよう支援します。

●障害者福祉団体等補助金交付事業

（2）障がい者福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、各種の在宅福祉サービスと入所施設や通所施設等を利用したサービスを提供し、障がい者

※23 NPO法人…特定非営利活動法人

の福祉の増進を図ります。

- 障害者自立支援事業
- 自立支援医療費給付及び補装具交付事業
- 重度身体障害者住宅改造事業

(3) 地域生活支援事業の充実

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援体制を充実させ、地域の特性や利用者の状況に対応したサービスの提供や各種事業を実施します。

また、福祉年金支給事業、心身障害者医療費支給事業及び精神障害者医療費支給事業などの医療費助成制度の周知に努め、障がい者及び家族の経済的負担の軽減を図ります。

- 地域生活支援事業
- 市単独福祉年金支給事業
- 重度心身障害者等医療費支給事業

(4) 雇用・就労支援の充実

ハローワーク等と連携し、民間企業や事業主に対し雇用を働きかけます。また、国、県などの障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度について、広報などを活用して周知を図ります。そして就労を希望する障がいのある人が、それぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう支援を行います。

- 障害者福祉団体等補助金交付事業

(5) 福祉のまちづくりの充実

幅の広い歩道の整備や段差の解消、視聴障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者に配慮した信号機の設置、多目的トイレの設置など、障がい者が安全でかつ快適に円滑な外出ができる環境整備を進めます。

また、公共施設等の整備においては、バリアフリー化を推進し、障がい者が利用しやすい環境づくりを進めます。

- 道路空間整備事業
- 交通安全対策事業
- バリアフリー化推進事業

(6) 安全・安心の確保

障がい者や高齢者などの災害時要援護者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、地域住民が中心となる防災ネットワークの構築を図ります。また、民生・児童委員と連携し、地域における要援護者台帳の整備を支援します。

また、判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者に対し、福祉サービスの利用や金銭管理を支援する地域福祉権利擁護事業について、社会福祉協議会と連携して普及、啓発します。

●災害時要援護者登録事業

まちづくり指標

| 指標項目 | 単位 | 平成19年度 (現況数値) | 平成25年度 (目標数値) |
|----------------|----|------------------|------------------|
| 障害者自立支援事業の受給者数 | 人 | 2,870 | 2,950 |



6.生活困窮者の自立支援

現状と課題

本市における生活保護の状況は、平成20年4月現在で201世帯、被保護人数が288人となっており、被保護世帯を世帯類型別にみると、高齢者世帯が34.3%、傷病世帯・障がい者世帯が45.8%、その他世帯が19.9%となっています。保護率は、4.1‰（パーミル^{※24}）で全国平均の約3分の1、県平均の約2分の1と低い率で推移しています。

しかし、近年、傷病世帯・障がい者世帯や高齢者世帯の増加により生活困窮者が増加傾向にあります。また、地方における景気回復の遅れなどを背景に、依然として雇用環境が厳しい状況にあります。

このような状況下における生活保護制度の運用にあたっては、最低生活を保障するのみならず、福祉事務所や社会福祉協議会、民生・児童委員等を通じて、低所得者層の生活状況を的確に把握し、他施策の積極的な活用や関係機関との連携を図り、困窮の程度に応じた適切な援護を行う必要があります。

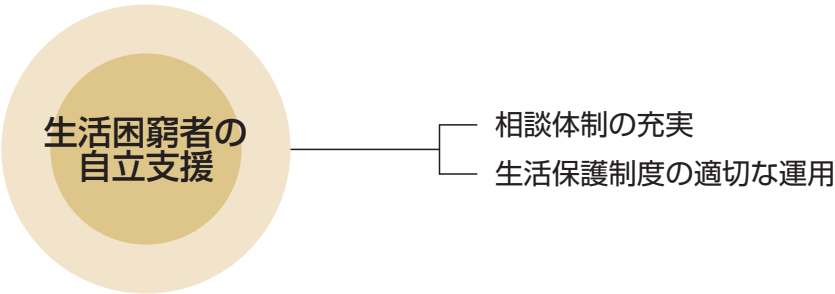
また、悩み事の相談や生活指導を行い、就労指導等による自立を支援する取り組みを充実させることが必要です。

■生活保護世帯数 （単位：世帯）

| 高齢者世帯 | 傷病世帯・障がい者世帯 | その他の世帯 | 合計 |
|-------|-------------|--------|-----|
| 69 | 92 | 40 | 201 |

資料：市福祉課（平成20年4月1日現在）

施策の体系



※24 パーミル…1,000分の1

施策の内容と主要事業

（１）相談体制の充実

低所得者等を対象に、民生・児童委員による「くらしの相談」を開催し、適切な生活指導、相談事業を行います。

- くらしの相談事業

（２）生活保護制度の適切な運用

生活保護制度を適切に運用するため、保護の実態と動向を的確に把握していくとともに、被保護世帯の生活の安定を図るため、適正な生活保護制度の運用による援護施策の実施に努めます。

また、医療機関や保健機関との連携を充実させるとともに、自立支援プログラム^{※25}を推進し、被保護者の自立促進を図ります。

- 生活保護扶助事業

まちづくり指標

| 指標項目 | 単位 | 平成19年度 (現況数値) | 平成25年度 (目標数値) |
|------------------|----|------------------|------------------|
| 就労により保護から自立した世帯数 | 世帯 | 3 | 6 |

※25 自立支援プログラム…被保護者の実態に応じ、自立支援の具体的内容や実施手順等を定めたもの

7. 地域福祉の推進

現状と課題

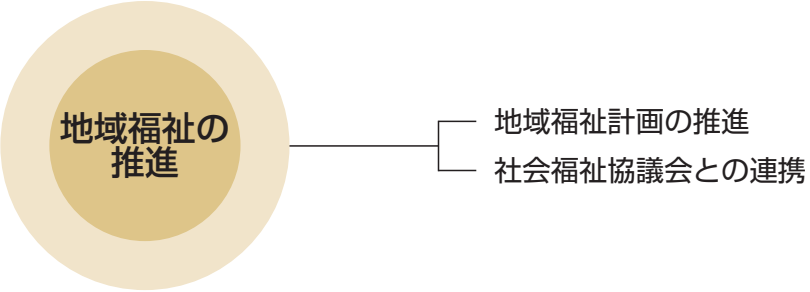
少子高齢化や核家族化の進行などの社会情勢の変化により、地域社会における連帯感や市民相互の助け合いの意識が薄れています。これからの地域福祉には、障がいの有無や年齢にかかわらず、個人が人としての尊厳を持ち、家庭や地域の中で生活を送れるよう、市民との協働のもとに自立を支援していくことが強く求められています。

この視点から本市の状況をみると、地域を自分たちでよくしていこうという意識が芽生えつつあり、このような意識をさらに育てていくことが重要になっています。

市民が地域で活発な交流を持ち、相互に助け合い、支え合う社会を形成するためには、今後、地域住民の地域福祉への理解と協力の促進を図る必要があります。さらに、三豊市社会福祉社協議会活動やボランティア活動を通して福祉を担う人材を育成することが重要です。

地域における市民生活の課題を明らかにするとともに、社会情勢の変化に対応しながら、支援を必要とする人や家族だけでなく、すべての市民がともに支え合う地域福祉を推進していくことが求められています。

施策の体系



施策の内容と主要事業

（１）地域福祉計画の推進

地域福祉計画の推進にあたっては、地域住民、NPO法人、ボランティア団体、民生・児童委員、社会福祉協議会、行政等が互いに協働して役割分担していくとともに、豊かな地域資源の有効活用や地域のよさを見直し、様々な工夫を行いながら効果的かつ継続的な計画の推進に努めます。

●社会福祉協議会支援事業

（２）社会福祉協議会との連携

地域住民の積極的な参加による子育て支援や障がい者に対する支援、ひとり暮らし高齢者に対する支援などの活動を推進します。

また、社会福祉協議会の活動紹介を通して、地域福祉活動に対する市民の理解を深めるとともに市民参加を促します。

ボランティア活動に関する体験や研修の機会を提供し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりなど気軽に参加できる環境づくりに努めるとともに、福祉ボランティアの育成や活動支援を行います。

児童・生徒のボランティアに関する意識啓発や活動体験など、学校教育における福祉教育の充実を図ります。また、子育て支援や学童保育などを通して、子どもから高齢者までの世代間交流を充実します。

●社会福祉協議会支援事業

まちづくり指標

| 指標項目 | 単位 | 平成19年度 (現況数値) | 平成25年度 (目標数値) |
|---------------|----|------------------|------------------|
| ボランティア団体等登録者数 | 人 | 5,353 | 5,500 |

8. 社会保障制度の健全運営

現状と課題

国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、疾病や負傷等に対して保険給付を行う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

本市の平成20年4月の加入状況をみると、世帯数が10,446世帯、被保険者数が19,002人となっています。近年、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い医療費が急激に増加し、財政状況は極めて厳しい状況にあります。今後は、後期高齢者医療制度など、国の医療制度改革も踏まえながら、医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に向けた施策を推進する必要があります。

平成20年4月からはじまった後期高齢者医療制度については、高齢者医療を進めるために、75歳以上の人々の医療を国民みんなが支える仕組みとして導入され、平成20年4月の被保険者数は11,892人となっており、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みや、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など高齢者の生活を支える医療をめざして運営されています。

また、本市の介護保険事業の状況は、平成20年3月月報で第1号被保険者数が20,404人、要介護等認定者数が3,233人、サービス受給者数が2,716人となっており、介護保険制度創設当初の平成12年度と比較すると、第1号被保険者数は5.4%、要介護等認定者数は54.2%、サービス受給者数は96.2%とそれぞれ増加しています。団塊の世代が高齢期を迎える今後は、さらに増加を続けるものと予想され、併せて介護給付費も増加するものと思われます。

こうした介護給付費の動向は、介護保険財政に重大な影響を及ぼすものであり、最近の介護給付費は人口の高齢化、介護保険制度の普及も相まって年間5%～6%程度増加しており、介護給付費の適正化を徹底的に推進していく必要があります。

一方、国民年金制度は、すべての国民を対象に、老齢、障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした制度であり、人々の生活に必要な不可欠なものです。

平成18年度末現在の第1号被保険者数は10,279人となっていますが、年々減少傾向にあります。全国的に少子高齢化に伴う年金支給の確保に係る財源の確保が大きな課題となっていますが、高齢者の生活の支えであるとともに、若い世代に

とって老後の生活を保障する重要な制度であることから、今後とも国民年金制度についての正しい理解の浸透に努める必要があります。

■ 国民健康保険税の収納状況

(単位：千円、%)

| 区分 | 平成17年度 | | | 平成18年度 | | |
|---------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|------|
| | 調定額 | 収入額 | 収納率 | 調定額 | 収入額 | 収納率 |
| 国民健康保険税 | 2,341,868 | 2,041,949 | 87.2 | 2,555,433 | 2,234,744 | 87.5 |
| 医療 | 2,213,764 | 1,935,058 | 87.4 | 2,393,230 | 2,097,247 | 87.6 |
| 現年課税分 | 1,968,927 | 1,886,673 | 95.8 | 2,128,234 | 2,042,270 | 96.0 |
| 滞納繰越分 | 244,837 | 48,385 | 19.8 | 264,996 | 54,977 | 20.8 |
| 介護 | 128,104 | 106,891 | 83.4 | 162,203 | 137,497 | 84.8 |
| 現年課税分 | 110,186 | 103,652 | 94.1 | 141,839 | 133,473 | 94.1 |
| 滞納繰越分 | 17,918 | 3,239 | 18.1 | 20,364 | 4,024 | 19.8 |

資料：市税務課

■ 介護給付・予防給付費

(単位：千円)

| 区分 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給付費 計 | 3,736,729 | 4,056,603 | 4,326,588 | 4,347,288 | 4,264,377 |
| 居宅介護（支援）サービス | 1,228,270 | 1,413,218 | 1,581,348 | 1,623,092 | 1,476,221 |
| 訪問通所サービス | 907,594 | 1,005,184 | 1,083,931 | 1,114,895 | 973,531 |
| 短期入所サービス | 142,775 | 151,974 | 187,702 | 184,927 | 163,336 |
| その他の単品サービス | 147,192 | 224,543 | 281,095 | 298,476 | 312,161 |
| 福祉用具購入費 | 5,901 | 6,055 | 5,531 | 4,650 | 4,653 |
| 住宅改修費 | 24,808 | 25,462 | 23,089 | 20,144 | 22,540 |
| 地域密着型サービス | — | — | — | — | 292,957 |
| 認知症対応型通所介護 | — | — | — | — | 106,041 |
| 認知症対応型 共同生活介護 | — | — | — | — | 186,916 |
| その他 | — | — | — | — | — |
| 施設介護サービス | 2,508,459 | 2,643,386 | 2,745,241 | 2,724,196 | 2,495,199 |
| 介護老人福祉施設 | 1,083,659 | 1,181,310 | 1,171,294 | 1,124,067 | 1,008,640 |
| 介護老人保健施設 | 746,279 | 733,201 | 775,058 | 820,554 | 787,597 |
| 介護療養型医療施設 | 678,521 | 728,875 | 798,889 | 779,575 | 698,962 |

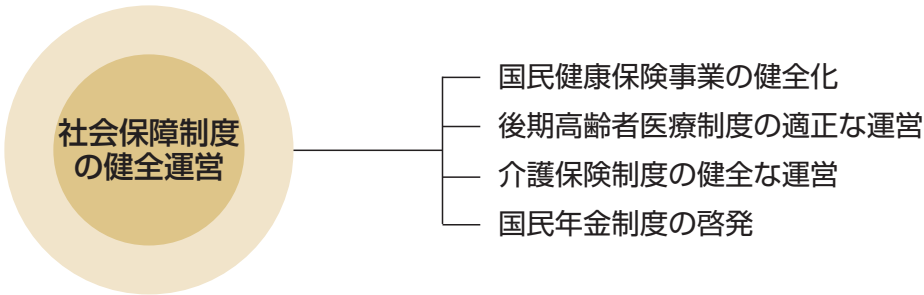
資料：市介護保険課

■ 国民年金の被保険者の状況 (単位：人)

| 区分 | 第1号被保険者 | | | 第3号被保険者 | 免除被保険者数 | | |
|---------|---------|------|-------|---------|---------|-------|--------|
| | 強制加入 | 任意加入 | 付加 | | 法定免除 | 申請免除 | 学生納付特例 |
| 平成14年度末 | 10,890 | 77 | 1,220 | 4,564 | 596 | 645 | 672 |
| 平成15年度末 | 10,793 | 72 | 1,107 | 4,529 | 595 | 728 | 733 |
| 平成16年度末 | 10,689 | 80 | 1,069 | 4,489 | 595 | 955 | 839 |
| 平成17年度末 | 10,572 | 78 | 1,008 | 4,380 | 607 | 1,295 | 834 |
| 平成18年度末 | 10,279 | 87 | 895 | 4,269 | 598 | 1,481 | 812 |

資料：市市民課（事業年報より）

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 国民健康保険事業の健全化

生活習慣病予防の推進や、関連部門が一体となった保健事業の推進はもとより、レセプト^{*26}点検調査の充実や健康維持に関する広報・啓発活動の推進等による適正受診の促進に努め、医療費の抑制に努めます。

- 国民健康保険事業

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

後期高齢者医療制度について、広域的連携のもと、制度周知を図りながら、適正な運営に努めます。

- 後期高齢者医療制度推進事業

*26 レセプト…診療報酬請求明細書

(3) 介護保険制度の健全な運営

介護保険の関係事業者・団体との連携を強化し、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの基盤整備を図り、質の高い、充実したサービスの提供に努めるとともに、介護予防及び居宅介護を重視した介護保険制度の健全な経営と円滑な運営を図るため、増加を続ける介護給付費の適正化等を積極的に推進します。

- 介護保険事業特別会計等繰出金
- 介護給付等費用適正化事業
- 低所得者利用負担対策事業

(4) 国民年金制度の啓発

国民年金制度への加入・変更・免除などの各種届出と給付に関する請求書などの受理・審査関連事務を行うと同時に、広報・啓発活動や年金相談の充実に努め、国民年金制度にかかわる正しい知識と認識を深めていくとともに、社会保険庁との連携のもと、未加入者の加入促進に努めます。

- 国民年金事業

まちづくり指標

| 指標項目 | 単位 | 平成19年度 (現況数値) | 平成25年度 (目標数値) |
|-------------|------|------------------|------------------|
| 要介護等認定者数(率) | 人(%) | 3,233(15.8) | 3,300(15.3) |